



# 茨城県報

第 679 号

令和 8 年 (2026 年) 1 月 15 日

木曜日

## 目 次

告 示	ページ
● 指定居宅サービス事業者の指定（長寿福祉課）	1
● 指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	2
● 農業振興地域の変更（農業政策課）	2
● 家畜伝染病の発生（畜産課）	4
● 家畜等の移動等の禁止について（畜産課）	4
● 保安林の指定の予定（林業課）	6
● 土地改良区の合併の認可（農村計画課）	6
● つくばみらい都市計画区域区分の変更（都市計画課）	6
● 取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更（都市計画課）	7
(選挙管理委員会)	
● 選挙管理委員会第 1 回定期例会の招集	7
● 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正	8
公 告	
● 農地を利用する権利の設定の裁定（農業経営課）	9
● 公共測量の実施（2 件）（用地課）	13
● 開発行為の工事完了（建築指導課）	13
● 軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）	14
(収用委員会)	
● 土地収用法に基づく意見書の提出命令の公示による送達	14

## 告 示

### 茨城県告示第10号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦

**茨城県告示第15号**

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定を予定している森林の所在場所

茨城県常陸大宮市高部字松ヶ沢3631番2（次の図に示す部分に限る。）、3632番、3633番2、3633番3、3634番、3634番1、3634番3、3636番1、3636番2、3637番1、3637番2、3638番1、3638番2、3639番1、字道ヶ草3614番2、3630番2（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**茨城県告示第16号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を令和8年1月7日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 1 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 合併により設立する土地改良区及び認可番号

笠間市土地改良区

茨第543号

2 合併により解散する土地改良区

土地改良区名	所在地
岩間土地改良区	笠間市下郷5140
笠間地区土地改良区	笠間市下郷5140
宍戸土地改良区	笠間市下郷5140
友部土地改良区	笠間市下郷5140

**茨城県告示第17号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、つく

ばみらい都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) つくばみらい市

ア 市街化区域に追加する部分

つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、字上海道の各一部  
大字伊奈東 字伊奈東の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課



**茨城県告示第18号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

下水道（取手・つくばみらい公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域（汚水）

ア 追加する部分

つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、字上海道の各一部  
大字伊奈東 字伊奈東の一部

(2) 排水区域（雨水）

ア 追加する部分

つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、字上海道の各一部  
大字伊奈東 字伊奈東の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課



(選挙管理委員会)

**茨城県選挙管理委員会告示第 2 号**

令和 8 年第 1 回定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 1 月 15 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星野 学

## 取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更(茨城県決定)

都市計画取手・つくばみらい公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

### 2. 排水区域 「排水区域は総括図表示の通り」

(備考)面積 汚水:約 3,865ha (取手市 3,365ha、つくばみらい市 500ha)

雨水:約 3,865ha (取手市 3,365ha、つくばみらい市 500ha)

### 理由

都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与すると共に、利根川水系をはじめとする公共水域の水質の保全および住民の生活環境の改善を図るため、本案のとおり都市計画を変更するものである。



